

2022年5月

お客さま 各位

新潟信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設および未利用口座の解約について

平素より新潟信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

当金庫では、長期間ご利用のない普通預金口座の不正利用を防止するため、2022年6月1日以降で最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお取引のなく、残高が一定金額未満の口座を「未利用口座」としてお取り扱いさせていただくことといたしました。

「未利用口座」としてお取り扱いさせていただく場合には、お届け住所宛にご案内を差し上げた上で、一定の条件のもと、「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。

また、対象口座の残高が手数料金額以下となる場合には、残高全額を手数料に充当のうえ、口座を解約させていただきます。

なお、「未利用口座」はあくまでも2年以上の長期間にわたりご利用のない普通預金口座を対象とするものであり、日常的にお預入れまたは払戻し、口座振替等のお取引をされている口座が対象となることはございません。

今後も一層のサービスの維持・向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料および自動解約について

取扱開始日	2022年6月1日(水)
対象口座	普通預金口座および貯蓄預金口座 ※総合口座・決済用普通預金を含みます。 ※盗難・紛失等により利用が停止されている口座も対象となります。 ※取扱開始日前の期間は未利用期間(2年以上)に含めません。
手数料額	年間1,320円(税込) 初回引落は2024年10月以降の予定です。
未利用口座となる場合	2022年6月1日以降、最後の預入れまたは払戻しから2年以上、一度も預入れまたは払戻しがない口座が対象となります。 ※通帳記帳、当該口座の利息入金、本手数料の引落しは除きます。
対象外となる場合	・対象口座の残高が10,000円以上の場合 ・同一お取引店に定期性預金、国債、投資信託、保険、出資金等のお取引がある場合 ・同一お取引店に融資取引がある場合(カードローン契約を含みます。)
未利用口座に関する取扱い	・未利用口座の対象となった場合には、事前にお届けの住所宛にご案内を発送します。なお、「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ・ご案内の発送後、一定期間(約3ヶ月)を経過しても口座のご利用または解約がない場合、本手数料を引き落とします。
未利用口座の解約	・未利用口座の残高が本手数料以下の場合、口座残高全額をもって手数料に充当のうえ、対象口座を自動解約いたします。 ・口座残高以上のご負担および解約後のお手続きはございません。 ・手数料のご返却および解約口座の再利用にはお応えいたしかねます。

2. 預金規定の改定について

「未利用口座管理手数料」の新設に伴い、2022年6月1日より、預金規定を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

(1) 改定する規定

普通預金規定 8条の新設

貯蓄預金規定 9条の新設

決済用普通預金規定・決済用定期性総合口座取引規定 6条の新設

(2) 適用開始日

2022年6月1日(水)

(3) 改定内容(新設条文)

(手数料の取扱)

(1) 未利用口座管理手数料

- ①未利用口座管理手数料は当金庫が別途定める未利用口座が対象となります。
- ②この預金は、別途定める一定の期間、預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
- ③この預金が未利用口座となりかつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。
- ④この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。
- ⑤一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- ⑥解約された口座の再利用はできません。

(2) その他手数料

- ①この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法により引落しいたします。
- ②前項にかかわらず当該手数料の引落としができなかった場合、当金庫は当金庫所定の方法により 口座を解約することができるものとします。

※改定後の規定は、[こちら](#)をご確認ください。

以上